

## スクールロイヤー行動規範

### 1 価値原則

- (1) スクールロイヤーは、すべての子どもを、その出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、経済的状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重し、子どもの権利条約の理念に則り、子どもの最善の利益を最高位の価値と考えて行動する。
- (2) スクールロイヤーは、学校における、いじめ、体罰及び差別などのない、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。
- (3) スクールロイヤーは、本倫理指針及び弁護士倫理に則りその職務を遂行する。
- (4) スクールロイヤーは、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

### 2 倫理基準

#### (1) 子どもに対する責任

- ① スクールロイヤーは、子どもとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己及び関係機関の利益のために利用しない。
- ② スクールロイヤーは、業務の遂行に際して、子どもの利益を最優先に考える。
- ③ スクールロイヤーは、子どもに対し必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、子どもの意思を確認する。
- ④ スクールロイヤーは、子どもの自己決定を尊重し、子どもがその権利を十分に理解し、活用していけるよう援助する。
- ⑤ スクールロイヤーは、意思決定能力の不十分な子どもに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
- ⑥ スクールロイヤーは、子どものプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、個人情報保護法、児童虐待防止法その他個人情報の取扱いに関する法令に則り誠実に対応する。
- ⑦ スクールロイヤーは、子どもや関係者から情報を得る場合、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。

#### (2) 教育現場における倫理責任

- ① スクールロイヤーは、教育現場が子どもの最善の利益に基づいた最良の業務を遂行するよう助言をする。
- ② スクールロイヤーは、専門職種相互の専門性を尊重し、多職種と連携・協働する。
- ③ スクールロイヤーは、倫理上のジレンマが生じる場合、教育現場が本指針を尊重し、その精神を順守するよう働きかける。スクールロイヤーは、教育現場から助言を求められ、それに応じて助言をする立場であるものの、教員、学校及び教育委員会の代理人という地位になることはないことを確認する。

#### (3) 社会に対する倫理責任

スクールロイヤーは、専門職としての社会的信用を得るため絶え間なく努力する。また、信用失墜行為を行わない。